

## 割増賃金の割増率引上げについて

令和5年4月1日より月に60時間を超える残業時間の割増率の引上げが中小企業にも行われますのでお知らせします。

### 1. 1ヶ月の残業の割増率

	残業時間月間60時間以下	残業時間月間60時間超
令和5年3月31日以前	25%	25%
令和5年4月1日以降	25%	50%

※ 中小企業主とは業種ごとに以下に該当する事業主をいいます。

小売業・飲食店	資本金5千万円以下 又は 常時雇用する労働者50人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は 常時雇用する労働者100人以下
サービス業	資本金5千万円以下 又は 常時雇用する労働者100人以下
その他の業種	資本金3億円以下 又は 常時雇用する労働者300人以下

### 2. 改正のポイント

#### ①深夜労働との関係

深夜（22時～翌5時）の時間帯に1ヵ月60時間を超える残業を行わせた場合は、深夜割増率25%＋残業割増率50%＝75%の割増率での計算が必要となります。

#### ②法定休日労働との関係

1ヵ月60時間超の残業時間の算定には、法定休日（例えば日曜日）に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日（例えば土曜日）に行った休日出勤は含まれます。

※法定休日とは？

労働基準法上、会社は1週間に1日の休日を必ず与えなければなりません、これを法定休日といいます。例えば土日祝を公休日としている会社では、日曜日が法定休日になることが一般的です。

### 3. 具体的な計算例

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

日曜日は法定休日  
とします。

24日以降は60時間超  
の残業となります。

(1) 7日と28日は法定休日のため60時間超の算出には含まれません。  
⇒法定休日ですので割増率は35%です。

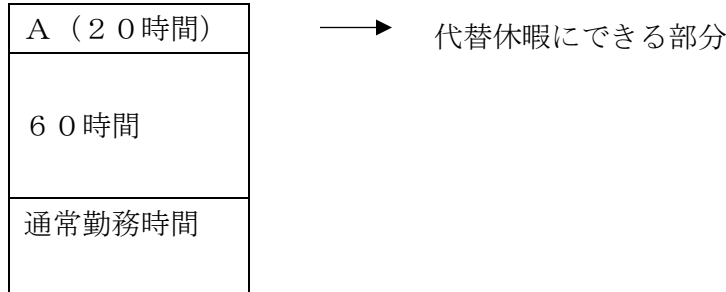
(2) 1日～23日までの残業時間は60時間となりますので、  
⇒1日～23日間（7日を除く）の割増率は25%となります。  
⇒24日～31日（28日を除く）の割増率は50%となります。

3. 61時間以上残業を行った従業員の健康維持のため50%の割増率を支払う代わりに代替休暇を与えることができます。

(1) 代替休暇の要件

- ① 代替休暇に関する労使協定を締結すること
- ② 割増賃金の支払いを受けるか、代替休暇を受けるかは従業員の選択であること。

(2) 具体的にはこうなります。



① 時間給1,000円の従業員のAの残業時間を割増賃金で支払う。  
 $20時間 \times 1,000円 \times 1.5 = 30,000円$ の割増賃金

② 時間給1,000円の従業員のAの残業時間を全て代替休暇とする。  
 $(80時間 - 60時間) \times 0.25$  (換算率) = 5時間

↓  
5時間の代替休暇を与える

↓  
Aの残業時間は代替休暇5時間を与えることにより割増率50%が25%に減じられるため

$20時間 \times 1,000円 \times 1.25 = 25,000円$ の割増賃金

- ・ Aの残業時間を割増賃金で支払うと30,000円の割増賃金
- ・ Aの残業時間を代替休暇5時間を与えると25,000円の割増賃金

③ 代替休暇の単位

- ・ 1日
- ・ 半日                      — 8時間勤務であれば4時間
- ・ 1日又は半日

代替休暇については、他に様々な要件があり、その内容を労使協定で定めませんが労使協定書については当所にご相談下さい。

従業員の健康保持のためにもご検討下さい。